

町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地評価の考え方について

※2020年12月21日時点

■町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地評価の考え方

1 都市計画道路の整備予定

学校候補地において都市計画道路の整備が計画されており、将来学校として使用することができなくなる学校候補地については、評価を行わないものとします。

2 児童・生徒の通学のしやすさ

下記の項目ごとに評価を行って優先順位を定めるものとし、優先順位の値を合計した数の小さい学校候補地から順番に「児童・生徒の通学のしやすさ」の優先順位とするものとします。

ただし、「児童・生徒の通学のしやすさ」の優先順位が同点となった場合は、下記の項目（2）の割合が高い学校候補地の優先順位を上位とするものとします。

（1）望ましい通学距離を超える児童・生徒への配慮

統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年度における学校候補地と児童・生徒の居住地の直線距離が2kmを超える児童・生徒が「適正配置の基本的な考え方」において定めた「おおむね30分程度を目安（望ましい通学時間）」の範囲内で通学可能であるか確認したうえで、2km以内にすべての児童・生徒が居住している学校候補地を優先するものとします。

この確認において、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった負担軽減策による配慮を行った場合に、おおむね30分程度（35分以内）で通学することが困難*な学校候補地については、学校候補地としないものとします。

なお、いずれの学校候補地においても直線距離が2kmを超える児童・生徒が存在する場合は、直線距離が2km以内に居住する児童・生徒の割合が高い学校候補地を優先するものとします。

※おおむね30分程度で通学することが困難な場合とは

①公共交通機関による配慮

下記のいずれかの条件に該当する場合に、おおむね30分程度で通学することが困難であるものとし、②のスクールバス運行による配慮を検討します。

ア 町田市内における主たる公共交通機関である路線バスを利用した場合において、最長通学距離となる児童・生徒の通学時間が35分以内で通学することが困難な場合。

イ 路線バスを利用して35分以内で通学することが可能な場合においても、登校時における路線バスの乗車時間帯における運行本数を理由として、児童・生徒が登校時間までに登校することが困難な場合。

②スクールバス運行による配慮

（1）①のアまたはイに該当する場合において、スクールバス運行（1校あたり最大3台、1台あたり定員50人程度）による配慮を検討します。

この場合において、スクールバス運行による通学の負担軽減を必要とする児童・生徒数が150名を超える場合には、スクールバス運行による配慮が困難であるものとします。

（2）児童・生徒の通学のしやすさへの配慮

より短い通学距離（通学時間）で通学することのできる児童・生徒が多くなることで、通学の安全にも配慮することができることから、統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年

度における学校候補地と児童の居住地の距離が直線距離で 1km 以内に居住する児童・生徒の割合の高い学校候補地を優先するものとします。

ただし、小学校にあっては学校候補地から直線距離で 1km 超かつ 2km 以下、中学校にあっては学校候補地から直線距離で 1.5km 超かつ 2km 以下の区域に居住する児童・生徒のうち、新たな通学区域内の各地域における最長通学距離となる児童・生徒がおおむね 30 分程度（35 分以内）で通学することが困難な学校候補地については、学校候補地としないものとします。

3 ゆとりある学校施設環境の整備

下記の項目ごとに評価を行って優先順位を定めるものとし、優先順位の値を合計した数の小さい学校候補地から順番に「ゆとりある学校施設環境の整備」の優先順位とするものとします。

(1) 建物敷地面積及び運動場面積の合計等

下記の面積を比較し、その面積の大きい学校候補地を優先するものとします。

① 学校が建設されている学校候補地の場合

学校施設台帳における「建物敷地面積」及び「運動場面積」の合計面積

② 学校が建設されていない学校候補地

当該学校候補地の面積

(2) 建築制限

都市計画法に基づいて指定されている用途地域において定められている容積率を比較し、容積率の大きい学校候補地を優先するものとします。

(3) 施設配置の工夫のしやすさ

下記の 3 項目を比較検討したうえで点数化し、3 項目の合計点数の大きい学校候補地を優先するものとします。

① 土地の形状

学校候補地の形状が、より正方形に近いかどうか（施設配置に支障が出やすい凹凸のある形状ではないかどうか）比較検討します。

② 土地の高低差

学校候補地内に、施設配置（例：平面である運動場を配置しにくい）や維持管理に支障が出やすい高低差があるかどうか比較検討します。

③ 周囲への日影の影響

学校候補地の周辺環境について、北・東・西の 3 方位の状況を確認し、日影に関する配慮が必要な建物や公園等の有無を比較検討します。

ア 概ね北・東・西の 3 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響大

イ 概ね北・東・西のうち、2 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響中

ウ 概ね北・東・西のうち、1 方向以下に配慮が必要な建物や公園等がある…影響小

4 学校施設の老朽化の状況

原則として、2000 年 4 月 2 日以降に供用開始した新築または改築した学校を学校候補地として優先するものとします。

ただし、当該学校を統合先とする場合には、学校施設の状況を確認し、学校統廃合時に必要な改修または修繕について検討するものとします。

5 学校候補地の選定について

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」の評価結果を踏まえて、下記の考え方で学校候補地を選定するものとします。

(1) 評価項目「学校施設の老朽化の状況」に該当する学校候補地が存在する場合

評価項目「学校施設の老朽化の状況」において、2000年4月2日以降に供用開始した新築または改築した学校（候補地）がある場合には、当該学校候補地を選定するものとします。

(2) 評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、いずれも優先順位が1位の学校候補地が存在する場合

(1) に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、その評価がいずれも1位の学校候補地が存在する場合、当該学校候補地を選定するものとします。

(3) 評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、優先順位1位の学校候補地が異なる場合

(1) に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、優先順位1位の学校候補地が異なる場合、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境を整備することができるよう、原則として、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」が1位または上位の学校候補地を選定するものとします。

ただし、学校候補地の土地の条件が大きく異ならず、学校候補地がいずれも1位となっているような場合には、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」が1位または上位の学校候補地を選定するものとします。

(4) 評価時点において学校が設置されていない学校候補地が優先順位1位となった場合

評価時点において学校が設置されていない学校候補地は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、(1) から (3) の評価の結果、評価時点において学校が設置されていない学校候補地が優先順位1位となった場合、学校が設置されている学校候補地の中から次点となる学校候補地を選定するものとします。

(5) 統合可能年度が2030年度以降になる学校候補地の選定について

統合可能時期が評価時点から10年以上先である場合、児童生徒分布などの条件の変化により、評価時点とは児童・生徒の通学のしやすさの評価が異なる可能性があります。

そのため、統合可能年度が近付いた段階で、教育委員会において学校候補地についての確認を再度行うものとします。